

平成29年6月5日

答申第780号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、受信料の払込用紙の送付状に「受信料特別対策係」と記載されたものがあることについて、「これまでの受信料対策センター（全国の主要都市に設置されている）と受信料特別対策係の相違について」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

なお、「受信料特別対策係」は、受信料のお支払いが滞っている方を対象に業務を行っていることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年6月5日（第250回審議委員会）

第793号諮問、審議、答申